

## 区内文化財の保存と活用に向けた考え方について

文化財とは、狭義には、文化財保護法や自治体の文化財保護条例で位置付けられた登録・指定されたものを指すが、広義には、登録・指定の有無に関わらず、人々の生活の中で生み出され、育まれてきた歴史的・文化的価値を有するもの全般を指すものである。

区内には、狭義の文化財だけでなく広義の文化財が存在しているが、それらの文化財は存続や継承が困難な事例が散見されるため、それらを適切かつ早急に保存し、次世代へ継承していくための取組が必要である。一方で、区や所有者が有するリソース（人的・財政的資源）には限りがある。

以上を踏まえ、今後の文化財の保存と活用に向けた考え方を整理したので、以下のとおり報告する。

### 1 現状

区内には様々な文化財が点在している。それらは急速に進む開発や生活様式の変化、相続問題等を背景として、劣化、滅失又は散逸の恐れがあり、文化財的価値が失われてしまう事態が懸念されている。昨今の劣化、滅失、散逸の一例を示すと以下のとおりである。

#### (1) 劣化

山崎家から貴重な文化財の寄贈を受け、約40年が経過する中、その一部である書院・茶室（写真1）、ひな人形（区指定有形文化財）等の劣化が進んでいる。

#### (2) 滅失

細井家住宅主屋（写真2。元国登録文化財）や中野区土地区画整理組合（弥生町）による区整碑は、開発により失われた。

#### (3) 散逸

地域の歴史や文化を語るうえで重要な資料である民俗資料（地蔵、庚申塔等）が、元々在った場所から散逸してしまっている。その一部は既に滅失した。



写真1 山崎家 書院・茶室



写真2 細井家住宅主屋

## 2 原因（課題）

- (1) 宅地等の急速な開発や生活様式の変化、相続問題など  
→現地での保存が難しくなり、売却・廃棄されてしまう。
- (2) 区内文化財の全容を十分に把握できていない。  
→十分な保存・活用につなげることができていない。
- (3) 文化財的価値等の周知が不足している。  
→地域の文化財に対する理解が十分とは言えない。
- (4) 広義の文化財については、保存・活用に向けた仕組みが確立されていない。

## 3 文化財の考え方

- (1) 文化財の重要性  
地域の歴史・文化の理解や継承には欠くことができないものであり、区民（国民）共有の貴重な財産である。
- (2) 文化財の登録・指定  
区では、文化財の中で特に重要なものを指定文化財として、保護する必要があるものを登録文化財として保全を図っている。
- (3) 区の責務  
区民（国民）の貴重な財産が損なわれないよう、適切な保存・活用を行うことは区の責務である。このことは、文化財保護法、文化芸術基本法、中野区文化財保護条例、中野区文化芸術振興基本方針で示されている。
- (4) 所有者の責務  
区を含めた文化財の所有者には、管理責任が生じる。  
→状態の維持や活用には、継続的な資源の投入が必要である。

## 4 今後の方向性

- (1) 情報収集・調査の実施
  - ① 過去の調査に加え、現況（存否・劣化状況等）の把握に努める。
  - ② 未確認の文化財に関する情報収集を行う。併せて区民等から情報を収集する仕組みを構築する。
  - ③ また、保持している文化財情報について、フォローアップ調査を実施する。  
特に、区との関わりが深い文化財（区が所有者である場合など）については、優先的に調査を実施する。

調査を実施しないと、どのような規模での修復が必要か、適切な記録保存の方法は何か、他の文化財よりも優先的（早急）に保存に取り組むべきかなどの見通しを立てることは、極めて困難である。

## (2) 保存・活用方法の検討

- ① 中野区文化財保護審議会の委員や専門家の意見を参考に、文化財的価値や保護の緊急性（老朽化度）や優先度について検討を行う。
- ② どのような保存（修復等）・活用（記録保存等）ができるかを検討し、最適な方策を探る。
- ③ 所有者の意向等を伺い、それらを踏まえた実施可能な方策等を所有者等に提案していく。
- ④ 所有者の意向等を踏まえた支援を実施する。

## (3) 最適な方策の実施

- ① 文化財的価値が減じないように、文化財の修復を行い保存・活用を行う。
- ② 3Dスキャンなどの先端技術も視野に入れた記録や保存を行い、その成果を区民に公開することで、文化財の魅力を周知する。
- ③ 更なる文化財の保存・活用と区民等への周知と理解、協力を得るため、ふるさと納税の寄附の充当先やクラウドファンディングの実施について検討する。

※上記（1）～（3）の各段階で区民等に対する理解と協力を図り、区は情報発信を行う。

## 5 まとめ

- 文化財情報について、限られたリソース（人的・財政的資源）であることを踏まえ、古くから伝わり、地域にゆかりがあるものであり、また、歴史的・文化的に価値が高いもの、あるいは意匠・技術的なレベルが高いもの、さらに、このままにしておくと、文化財的価値が減じる恐れがあるものについて、優先的に調査等を実施する。
- 当該調査結果と専門家（中野区文化財保護審議会など）の意見を踏まえ、優先的に保存すべき文化財であるか、優先的に対応すべき事項は何かなどを明らかにした上で保存・活用を行う。また、記録保存と効果的な活用を図り、3Dスキャンなどの先端技術の利用も検討する。
- 区が所有若しくは管理する以外の文化財の保存・活用にあたっては、所有者の意向を前提とする。
- 区民等の理解と協力を得るとともに、財源の確保を図り、寄附やクラウドファンディングの実施に努める。
- 本考え方に基づき、区が文化財行政を進めていく上で、適切な人的リソース（学芸員等）を探るとともに、その確保に努める。

### 方策等の提案フローチャート（案）

古くから伝わり、以下のいずれかに該当する。  
・地域にゆかりがある。  
・歴史的・文化的に価値が高い、または意匠・技術的なレベルが高い。  
・このままにしておく、文化財的価値が減じる恐れがある。

↓ YES

市区町村・都道府県・国の登録又は指定文化財ではない。

↓ YES

文化財の所有者である。

↓ YES

保存・活用していく意志・能力がある。

↓ YES

文化財的価値が、一定の根拠により明確である。

↓ YES

公開等の活用ができる状態である。

↓ YES

適切な保存と活用を行うとともに、  
区民等に文化財の価値を周知していく。

NO  
又は  
わからない



・文化財として扱うことは難しい。  
・詳細を把握するため、ゆかりの自治体や知見を有している機関に照会することがある。

NO



法律・条例等に基づいて、適切な保存・活用を行えるか検討する。

NO



所有権などの財産権にもかかわるため、所有者の意向確認が不可欠

NO



記録保存を実施する。

NO



学芸員の実見、学術調査の実施、中野区文化財保護審議会委員など学識者への意見聴取等を行う。

NO



・登録文化財・指定文化財の可能性を探る。  
・修復や記録の作成、公開用の設備を整える等の提案を行う。または区で実施する。